

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	一種(令和6年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各 方 面 本 部 長

警察庁丁保発第28号  
令和3年3月31日  
警察庁生活安全局保安課長

凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について(通達)

凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者(以下「対象業者」という。)については、「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について(通達)」(平成29年6月12日付け警察庁丁保発第75号。以下「旧通達」という。)により、販売時における身分確認の実施等について協力を要請しているところであるが、サバイバルナイフを始めとした殺傷能力が高い刃物を使用した凶悪事件の発生が後を絶たない状況にあることから、都道府県警察においては、下記の措置を講じられたい。

なお、旧通達については廃止する。

#### 記

#### 1 凶器として使用されるおそれのある刃物の範囲

サバイバルナイフ、バタフライナイフ、軍事目的で製造されたことをうかがわせる名称のナイフや本国での流通が少ない大型のナイフ(コンバットナイフ、アタックナイフ、タクティカルナイフ、コマンダーナイフ、ミリタリーナイフ、グルカナ이프、ククリナイフ等)など、殺傷能力が高く社会的有用性が希薄であると考えられるもの

#### 2 対象業者の実態把握

インターネット販売を行っている業者を含め、都道府県警察において把握可能な対象業者について、過去の調査を通じて把握した業者に加え、新たな業者の把握に努めること。

#### 3 自主規制等の要請

前記2により把握した対象業者に対しては、下記事項について協力を要請すること。

- (1) 凶器として使用されるおそれのある刃物を販売する際の身分確認及び使用目的の確認並びにこれらの記録の保存

- (2) 挙動が不審である者、使用目的が定かでないにもかかわらず大量に刃物を購入しようとしている者など、不審な者が訪れた際の警察への通報
- (3) 正当な理由のない携帯が禁止されていること等、購入者に対する刃物に係る法規制の周知
- (4) 凶器として使用されるおそれのある刃物の青少年（18歳に満たない者をいう。）に対する販売自粛